

# 高齢者昇降機設置費助成

住宅に階段昇降機又は家庭用エレベーターを設置することによって、転倒予防などの効果が期待できる場合等に、在宅での生活の質の向上に役立てることを目的として、その費用の一部を助成します。

## 階段昇降機又はホームエレベーターの購入及び設置に要する工事費用

**助成限度額 1,332,000 円**

### 【対象者】

**65 歳以上の要支援以上の方で、以下の①又は②を満たすと同時に③に該当する方**

- ① 日常的に車椅子又は歩行器を利用している方（認知症等のため、昇降機を自力で操作することが困難な場合、同居の家族等が昇降機を日常的に操作できるときに限る）
- ② 医師の意見書を提出できる方
- ③ 玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち1つが住宅の2階以上又は地下階にあり、日常的に昇降する必要がある方



住宅に昇降機を設置する場合、建築基準法に規定されている建築確認等が必要です。コーディネート申請時に昇降機等の「確認済証」又は「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」の写しを提出してください。（別紙「高齢者昇降機設置費助成Q&A Q4」参照）

建築確認についての問い合わせ・申請 → 港区建築課建築設備担当（電話：3578-2300・2301）

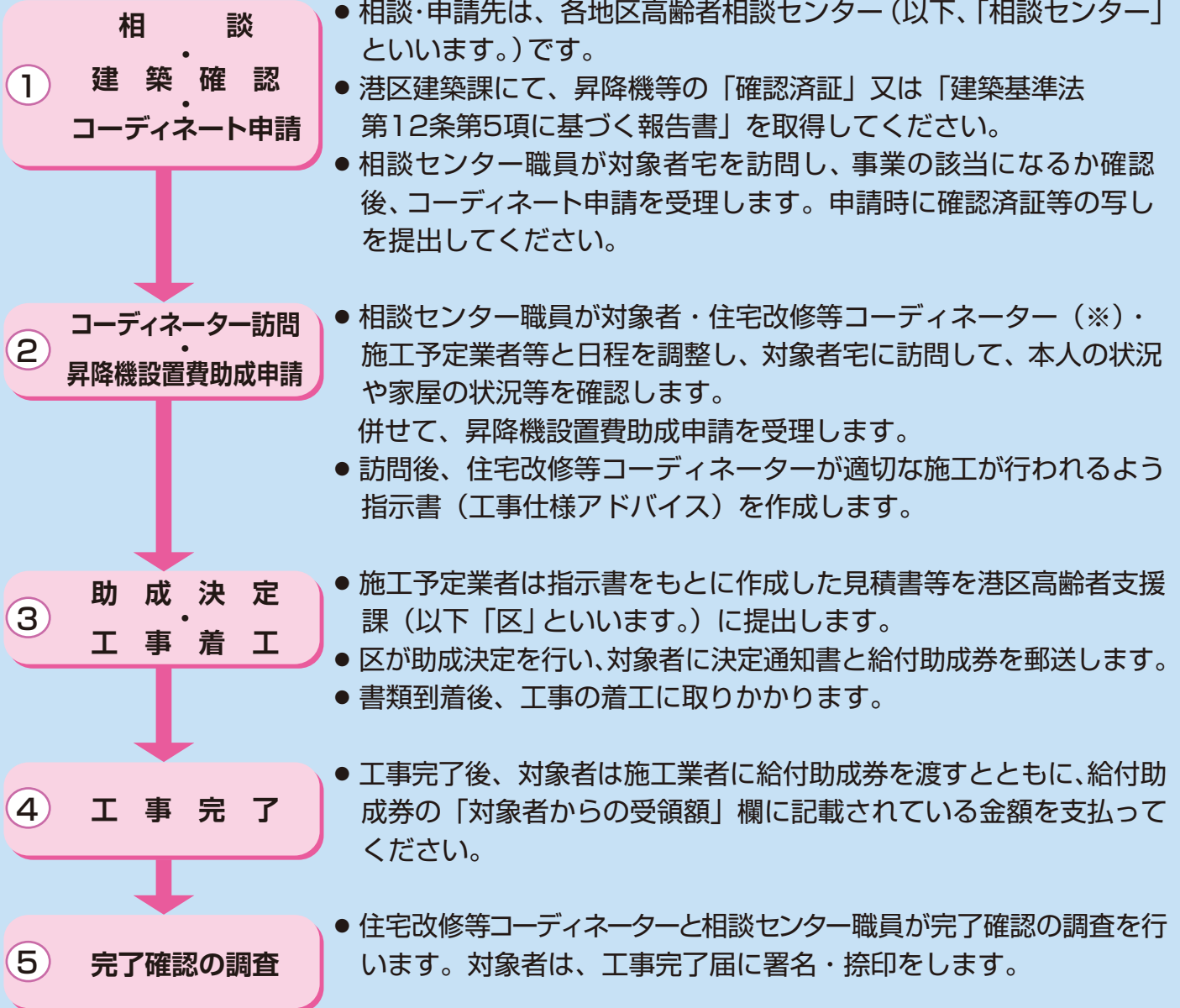
### 注意事項

- 工事着工後の申請、破損・老朽化にともなう改修、リフォームについては、助成対象となりません。
- 分譲マンションや持ちビル等の場合、専有部分のみが助成対象となります。
- 昇降機設置後、階段昇降機又はホームエレベーターの維持修繕費、撤去費等は、すべて申請者の負担となりますのでご了承ください。

### 昇降機設置費助成の自己負担

課税状況	本人負担率
① 生活保護受給者	10%
② 本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	
世帯全員が住民税非課税	20%
本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	30%
本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額の合計が 250 万円未満	40%
本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額の合計が 250 万円以上 1,000 万円未満	50%
本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額の合計が 1,000 万円以上	60%

# 昇降機設置費助成の流れ



※住宅改修等コーディネーターは、一級建築士・福祉住環境コーディネーター等の資格を持ち、住宅改修を行う際、身体状況に適合した改修内容になるようアドバイスするとともに、見積価格や施工が適正であるか審査します。

申請  
窓口

芝地区高齢者相談センター 電話 5232-0840 FAX 5446-5857

麻布地区高齢者相談センター 電話 3453-8032 FAX 3453-6269

赤坂地区高齢者相談センター 電話 5410-3415 FAX 5410-3417

高輪地区高齢者相談センター 電話 3449-9669 FAX 3449-9668

芝浦港南地区高齢者相談センター 電話 3450-5905 FAX 3450-5909

問合せ

港区役所高齢者支援課在宅支援係

電話 3578-2400~2406  
FAX 3578-2419